

「富士見市安全安心なまちづくり防犯条例（案）」に  
対する意見募集の結果について

平成19年 2月14日  
自 治 文 化 課

富士見市は「富士見市安全安心なまちづくり防犯条例（案）」に対する意見の募集を、平成19年1月1日から平成19年1月31日まで行いました。

その結果1件のご意見を頂きました。お寄せ頂いた、ご意見及び当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

- 募集期間 平成19年1月1日～平成19年1月31日
- 告知方法 富士見市広報、富士見市ホームページ
- 意見提出方法 富士見市ホームページから・郵送・持参

募集意見 (1件)

意見概要	市の考え
<p>1 条例制定の考え方で、市や警察・事業者・土地建物所有者等が責任を持つことに市民を巻き込み、市民に「役割」「責務」を転嫁することにならないか。</p> <p>市・警察が権限を強め住民相互を監視と管理に組み込むことにならないか。</p> <p>今回のパブリックコメントをもって市民対話、市民参加を経たとされるなら、条例化には反対です。</p> <p>2 市内の犯罪発生分析が無く、H17年に件数の減を取組みの成果としているが、「条例化」の必要条件ではな</p>	<p>1 条例では市・市民・事業者・土地建物所有者等のそれぞれの責務を明記し、それぞれが協働し協力し、犯罪のないまちづくりを推進することとしました。</p> <p>決して市民に「役割」「責務」を転嫁するものではなく、それぞれの責務のなかで相互に協力しながら推進しようとするものです。市や警察が権限を強めるものではありません。</p> <p>パブリックコメントの運用については、基準を定め実施し、幅広く皆様のご意見をいただくようにしてあります。</p> <p>2 犯罪を無くして行くためには、犯罪を起こさせにくい環境づくりが求められます。ご近所どうしの声かけあいなどが犯罪の抑止効果ともなります。それはお互いの監視ではありません。</p>

い。

「見守り」がお互いの監視にすり替わらないか。

何度も訴えなければ付かない通学路の信号やミラーは変わったのか。自主防犯パトロール等の活動は自主的なものだが、町会役員などの加重負担にならないか。

「条例化」を目的とせず、時間をかけて議論検証をしてほしい。

- 3 第11条の市長への、1～10条の抽象的事項の「委任」は白紙委任につながらないか。

通学路の信号やミラーが付かないとのご指摘については、予算や設置条件などの制約がありますが、住民の皆様と今後とも検討してまいります。自主防犯パトロール等の活動は、負担にならない程度の出来る範囲内が望まれます。

条例化が目的ではなく、あくまで犯罪の無いまちづくりを推進することが目的です。

- 3 この条は、条例を施行する際に必要な手続き等を市長に委任する旨定めたもので、通常規則という形式で定めます。規則は条例の目的や基本理念を離れたものは定めることは出来ず、白紙委任ではありません。